

令和3年3月24日
関東森林管理局

関東森林管理局における造林・生産請負事業及び有害鳥獣捕獲等事業の競争参加資格要件の追加について（国有林野事業における作業安全に係るクロスコンプライアンスの導入について）

農林水産省において、昨年2月に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」での議論を踏まえて、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」が策定され、これを受けて、林野庁において、林業及び木材産業分野における作業安全のための具体的な取組事項等を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）」等が策定されました。

規範の活用方針については、同有識者会議において、①事業者による日々の取組の再点検などでの自主的な活用、②行政等による補助事業等における要件化（クロスコンプライアンス）などでの活用等が議論されたところです。

これらを踏まえて、国有林野事業においても、作業安全に係るクロスコンプライアンスを導入することとなりましたのでお知らせします。

〔林野庁HP「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業・木材産業）」〕

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

1 作業安全に係るクロスコンプライアンスの対象事業

一般競争入札により実施する造林・生産請負事業及び有害鳥獣捕獲等事業（落札者決定方式を問わない）

2 実施内容

競争参加資格として、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいることを要件化します。

3 競争参加資格確認のため提出を求める資料

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」に沿って、最近1年間の作業安全対策の取組状況をチェックしていただき、当該チェックシートを提出していただきます。

※ チェックシートの様式は、下記のアドレスからダウンロードしてください。

〔関東局HP 入札における競争参加資格確認申請書の様式：造林・生産事業「別紙様式1-1」〕

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>

4 適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

5 留意事項

(1) 共同事業体におけるチェックシートの取扱いについて

共同事業体については、当該共同事業体及び全ての構成員がその内容を記載し、提出していただくこととなります。

(2) チェックシートの記入状況と入札上の取扱いとの関係について

個別規範等が議論・策定されて間もないことから、入札参加に当たり、チェックシートの提出を要件とするものの、その内容（どの項目にチェックがあるかなど）については、現段階では入札上の取扱いには反映されません。

(3) 早期発注分の事業のチェックシートについて

今後、令和3年度当初予算以降の事業現場における作業安全の取組について、把握・分析を行いますので、早期発注分の事業（令和3年2月26日から3月31日の間に入札公告を行ったもの）についても、契約後にチェックシートの提出を求めることとなりますのでご協力願います。

お問い合わせ

関東森林管理局

保 全 課 課長補佐 TEL:027-210-1178

森林整備課 課長補佐 TEL:027-210-1183

資源活用課 課長補佐 TEL:027-210-1186

資源活用課 企画官（間伐推進） TEL:027-210-1187